

宇宙開発戦略本部関連資料

(宇宙開発戦略専門調査会 第1回会合資料(抜粋))

資料1 宇宙開発戦略専門調査会について

資料3 今後の検討の進め方について (案)

資料4 宇宙基本計画の作成について (案)

(参考) 宇宙開発戦略本部HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/index.html>

宇宙開発戦略専門調査会について

〔平成20年9月12日
宇宙開発戦略本部決定〕

1. 宇宙開発戦略本部令(平成20年政令第251号)第1条の規定に基づき、宇宙基本法第24条に規定される宇宙基本計画に係る事項、同法第35条に規定される宇宙活動に関する法制に係る事項、同法附則第3条に規定される宇宙開発利用に関する機関の見直しに係る事項及び同法附則第4条に規定される行政組織の在り方等に関する検討に係る事項等の宇宙開発利用に係る専門的な事項の調査のため、宇宙開発戦略専門調査会(以下「調査会」という。)を置く。
2. 調査会の委員は、宇宙開発利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 調査会の座長は、委員の互選により決定する。
4. 調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 調査会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各号に掲げるもののほか、調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

宇宙開発戦略専門調査会 構成員

青 木 節 子	慶應義塾大学総合政策学部教授
朝 倉 敏 夫	読売新聞東京本社専務取締役論説委員長
北 岡 伸 一	国立大学法人東京大学法学部教授
國 井 秀 子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
澤 岡 昭	大同工業大学学長
庄 山 悦 彦	株式会社日立製作所取締役会長・ 社団法人電子情報技術産業協会会長
寺 島 実 郎	財団法人日本総合研究所会長
西 田 篤 弘	元宇宙科学研究所所長
藤 森 涼 子	特定非営利活動法人 気象キャスターネットワーク副代表
前 田 晃 伸	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役社長
松 永 真 理	株式会社バンダイ社外取締役
松 本 紘	国立大学法人京都大学総長
松 本 零 士	漫画家・財団法人日本宇宙少年団理事長・ 社団法人中央青少年団体連絡協議会会長
御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
毛 利 衛	日本科学未来館館長・宇宙飛行士
渡 辺 捷 昭	トヨタ自動車株式会社取締役社長

今後の検討の進め方について(案)

宇宙基本計画に係る検討(宇宙基本法第24条)

- 宇宙開発戦略本部は、「宇宙開発利用に関する基本的な計画(宇宙基本計画)」を作成することが必要。
- 同計画については、平成21年5月を目途として作成することを目標に検討することとする。
- また、本年末の平成21年度予算政府原案編成に向け、宇宙開発戦略本部として、11月末を目途として宇宙基本計画の骨子(平成21年度予算に関する提言)を取りまとめることとする。

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

宇宙開発利用体制に係る検討(宇宙基本法附則第3条及び附則第4条)

- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)その他の宇宙開発利用に関する機関の見直しについては、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について、宇宙基本法施行後1年を目途に行うこととされている。当該見直しに当たっては、関係行政機関の見直しが必要な場合が想定されることから、行政組織の在り方等に係る検討を併せて実施することとする。
- 当該検討については、宇宙開発戦略専門調査会の下に、「宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行うものとする。

附 則

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

— 宇宙基本法附則第2条関連 —

- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理については、現在、内閣官房において実施。
- 宇宙基本法附則第2条において、宇宙基本法施行後1年を目途として、当該事務の処理を内閣府に実施させるための法制の整備等を行うこととされており、その準備を進めることが必要。
- ただし、今後、上記の宇宙開発利用体制に係る検討との関係について要整理。

宇宙活動に関する法制に係る検討(宇宙基本法第 35 条)

- 国際約束を実施するために必要な事項等に関する宇宙活動に関する法制については、宇宙基本法の審議において、宇宙基本法施行後 2 年を目途として整備することとされている。
- 当該検討については、宇宙開発戦略専門調査会の下に、「宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行うものとする。

第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

(参考:宇宙 4 条約について)

○ **宇宙条約【昭和 42 年発効 同年日本批准】**

大量破壊兵器の地球を回る軌道への打ち上げの禁止、天体の平和利用、自国の宇宙活動に対する国際的責任を有すること(国家の許可、継続的監督)など、宇宙活動についての一般原則を定めたもの

○ **宇宙救助返還協定【昭和 43 年発効 昭和 58 年日本批准】**

宇宙飛行士が事故等により打ち上げ国以外の場所に着陸した場合の救助と宇宙飛行士や宇宙物体の打ち上げ国への送還などについて定めたもの

○ **宇宙損害賠償条約【昭和 47 年発効 昭和 58 年日本批准】**

人工衛星、ロケット等の宇宙物体が引き起こした損害に対して打ち上げ国が無過失責任を負うこと、その損害賠償請求手続などを定めたもの

○ **宇宙物体登録条約【昭和 51 年発効 昭和 58 年日本批准】**

宇宙物体の帰属元の識別のため、国内登録制度の整備、国連へ情報提供などについて定めたもの

→ 上記条約を踏まえ、国内措置として、以下のような国内法の整備が必要。

- ・ ロケット打ち上げ等に係る国の許認可、監督に関する法令
- ・ ロケット打ち上げ等に係る第三者損害賠償に関する法令 等々

宇宙基本計画の作成について（案）

1 宇宙基本法における位置づけ

宇宙基本法（第24条）は、「宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画」（宇宙基本計画）を作成すべき旨規定している。同法は、宇宙基本計画に、以下の内容を盛り込むべき旨規定している。

- （1）宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針
- （2）宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- （3）その他、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

また、同計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成期間を定めるべき旨規定している。

2 計画期間について

宇宙基本法は、宇宙基本計画の計画期間について特段定めていない。

宇宙開発利用については、その性格上、開発から利用まで長期間に渡る場合が多く、これを継続的・計画的に推進していくためには、長期間を見通した計画とする必要がある。他方、個々の施策については、より短期間に達成すべき具体的な目標を設定することが有効である。

以上のような宇宙開発に係る特性に鑑み、本計画の期間については、10年程度の長期間を見通した5年計画とし、おおむね5年ごとに、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案し、計画の見直しを行うこととする。

3 基本理念及び基本的施策

宇宙基本法は、実現すべき6つの基本理念と11の基本的施策を規定しており、宇宙基本計画の作成に当たっては、これを踏まえる必要がある（関連条文別紙第1）。

4 作成スケジュールについて

宇宙基本計画の作成スケジュール（案）は別紙第2のとおり。

【6つの基本理念】

① 宇宙の平和的利用（第2条）

宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

② 国民生活の向上等（第3条）

宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

③ 産業の振興（第4条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

④ 人類社会の発展（第5条）

宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

⑤ 国際協力等（第6条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

⑥ 環境への配慮（第7条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

【11の基本的施策】

① 国民生活の向上等に資する人工衛星の利用（第13条）

国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク、観測に関する情報システム、測位に関する情報システム等の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（第14条）

国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

③ 人工衛星等の自立的な打上げ等（第15条）

国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

④ 民間事業者による宇宙開発利用の促進（第16条）

国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑤ 信頼性の維持及び向上（第17条）

国は、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図ることの重要性にかんがみ、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑥ 先端的な宇宙開発利用等の推進（第18条）

国は、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

⑦ 国際協力の推進等（第19条）

国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

⑧ 環境の保全（第20条）

国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする（第1項）。国は、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする（第2項）。

⑨ 人材の確保等（第21条）

国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

⑩ 教育及び学習の振興等（第22条）

国は、国民が広く宇宙開発利用に関する理解と関心を深めるよう、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑪ 宇宙開発利用に関する情報の管理（第23条）

国は、宇宙開発利用の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

(別紙第2)

宇宙基本計画策定までのスケジュール (案)

平成20年 8月27日 宇宙基本法の施行

9月12日 第1回宇宙開発戦略本部会合

10月 1日 第1回専門調査会

11月 4日 第2回専門調査会

11月27日 第3回専門調査会

11月 宇宙開発戦略本部会合
基本計画(骨子)の取りまとめ

適宜、専門調査会を開催

4月～5月 パブリック・コメントの実施

平成21年 5月 宇宙開発戦略本部会合
宇宙基本計画の決定